

# 都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

**日時** 令和4年1月13日(木) 午後2時  
**場所** 歴史文化伝承館 研修室(秩父市熊木町8番15号)  
**内容** 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更

## ○都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

**期間** 12月10日(金)～24日(金)  
※土・日曜日を除く  
**時間** 午前8時30分～午後5時15分  
**場所** 県都市計画課、県秩父県土整備事務所、  
秩父市都市計画課、横瀬町建設課、  
皆野町建設課  
※県都市計画課ホームページまたは町  
ホームページでもご覧になれます。



県都市計画課  
ホームページ

**内容** 秩父都市計画都市計画区域の整備、  
開発および保全の方針の変更原案

## 問合せ

建設課 管理都市計画担当  
☎62-1463  
県都市計画課 都市計画担当  
☎048-830-5341

## ○公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

**対象** 秩父市、横瀬町、皆野町のいずれかに  
住所を有する個人および法人  
**提出方法** 閲覧場所にある公述申出書に必要事項  
を記入のうえ、下記担当まで持参また  
は郵送してください。  
埼玉県電子申請届出サービスによる提  
出もできます(詳細は県都市計画課ホー  
ムページに記載)。

## 提出先

建設課 管理都市計画担当  
(〒369-1492皆野町大字皆野1420番地1)  
県都市計画課 都市計画担当  
(〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)

## 締切り 12月24日(金)

午後5時15分必着  
※公述希望者が多い場合は、公述人を選定する  
ことがあります。  
※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分  
以内となります。  
※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。  
※傍聴を希望するかたは、令和4年1月7日(金)  
以降に建設課までお問い合わせください。

## インクカートリッジの 回収を始めます！

国内で使用されているインクカートリ  
ッジは年間1億個といわれ、そのうち回  
収して再利用されているのは半分の5千  
万個。残りは可燃ごみとして処理されて  
います。

インクカートリッジは、焼却すると1  
個あたり58g～110gのCO<sub>2</sub>が排出  
されますが、回収して再利用、リサイク  
ルすることにより、ごみの減量化やCO  
2の排出を抑制することができます。  
町では、民間のリサイクル業者と連携  
し、インクカートリッジの回収を始めま  
した。

全メーカー対象ですので、ぜひご活用  
いただきごみの減量化やCO<sub>2</sub>の削減に  
ご協力をお願いします。

## 収集場所・時間

町民生活課(②番窓口)に回収ボックス  
を設置してあります。開庁時間であれば  
いつでも回収することができます。



## 問合せ

町民生活課 環境衛生担当  
☎62-12332